平成２２年（フ）第７７５号
広島市東区馬木７丁目594番地の16
債務者　東森みすず
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２号
福岡県久留米市野中町1398番地１　エバーライフ久留米南1503号
債務者　森　　孝行
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１９０号
福岡県久留米市荒木町荒木1955番地16
債務者　高山めぐみ
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２０１号
福岡県久留米市長門石２丁目２番80―1005号
債務者　岩下　崇男
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２７号
宮崎県日南市瀬貝１丁目５番24―113号
債務者　谷口　年広
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
宮崎県日南市瀬貝１丁目５番24―113号
債務者　谷口　正子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町539番地６305号室、破産申立時の住所沖縄県国頭郡本部町字謝花570番地
債務者　上原　正志
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月８日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第１０５号
北海道苫小牧市拓勇東町４丁目12番地の14　エスポワール葵202
債務者　深澤　光子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１１５号
北海道苫小牧市字勇払11番地　公住６―160
債務者　芦原　武法
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１１６号
北海道苫小牧市字勇払11番地　公住６―160
債務者　芦原　紋香（旧姓榎林）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２８号
北海道苫小牧市大成町１丁目８番１―704号
債務者　大澤　光生
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１３１号
北海道苫小牧市もえぎ町１丁目17番17号
債務者　佐藤　純子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１３３号
北海道苫小牧市三光町２丁目14番11号　ハイツ久美201号
債務者　木幡　　忠
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第７８号
宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目23番12
債務者　有我　裕也
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２４５号
秋田県潟上市天王字持長根121番地９
債務者　三浦　道代
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５９号
福井県坂井市丸岡町一本田第32号13番地
債務者　板谷　行男
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
福井県越前市家久町803番地　市営住宅１号館202号
債務者　杉原雄太郎
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
福井市西開発２丁目505番地２
債務者　石田和菜美
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係